# 省令

**○農林水産省令第一号**

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条第二項及び第四十一条第一項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十五日

農林水産大臣　吉川　貴盛

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）<br>**第四十六条**　法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準<br>イ～ハ　（略）<br>ニ　認証するときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。<br>(1)～(10)　（略）<br>(11)　認証事業者は、その行った格付（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあっては、格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。<br>(i)・(ii)　（略）<br>(iii)　当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚又は人工種苗生産技術による水産養殖産品について行われた場合　農林水産大臣が別に定める期間 | （登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）<br>**第四十六条**　法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準<br>イ～ハ　（略）<br>ニ　認証するときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。<br>(1)～(10)　（略）<br>(11)　認証事業者は、その行った格付（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあっては、格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。<br>(i)・(ii)　（略）<br>(iii)　当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物又は生産情報公表養殖魚について行われた場合　農林水産大臣が別に定める期間 |
| (12)～(17)　（略）<br>ホ　（略）<br>二～四　（略）<br>2　（略）<br>（格付の表示の除去等を行う農林物資）<br>**第七十二条**　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。 | (12)～(17)　（略）<br>ホ　（略）<br>二～四　（略）<br>2　（略）<br>（格付の表示の除去等を行う農林物資）<br>**第七十二条**　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。 |

| | |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 生産情報公表養殖魚 | （略） |
| 人工種苗生産技術による水産養殖産品 | 一　当該農林物資に係る生産履歴の情報が追跡可能でなくなること。<br>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 |
| 定温管理流通加工食品 | （略） |
| （略） | （略） |

2　（略）

| | |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 生産情報公表養殖魚 | （略） |
| （新設） | （新設） |
| 定温管理流通加工食品 | （略） |
| （略） | （略） |

2　（略）

**附　則**

この省令は、平成三十一年一月二十七日から施行する。

# 規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年一月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則二―一四―一四**

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。